

令和7年度 第1回 江別市民健康づくり推進協議会 議事録

■日 時：令和7年5月15日（水）午後6時30分から午後7時45分まで

■場 所：江別市保健センター3階会議室

■出席者：佐藤 文彦、梅本 忠雄、佐藤 貴史、小田島 篤、石井 智美、
伊藤 洋子、伊藤 環、貝森 加代子、田中 圭子、飯尾 雅士、
大野 幸子、古川 孝行、松本 伸彦、橋本 一
事務局11名

■欠席者：山本 長史、廣橋 賢、雄谷 正史

■傍聴者：1名

【開会】

【健康福祉部長挨拶】

【委員及び職員紹介】

【報告事項】

(佐藤会長)

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

次第の4 報告事項の（1）令和7年度保健事業・健康づくり推進事業計画について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは配付資料に基づきまして、順次、ご説明いたします。

資料の1ページをお開き願います。

はじめに、健康推進室の組織図及び事務分掌についてご説明いたします。

保健センターは、契約事務や補助金の交付申請事務などを担う管理係、がん検診や特定健診、栄養指導などを担う健康づくり・保健指導担当、乳幼児健診や予防接種などを担う母子保健担当に分かれて各種取組を進めています。

また、健康意識の向上や野菜接種の推進に関する取組みを行う健康推進担当と、救急医療等を担当する地域医療担当を含めて、健康推進室が一体となって市民の健康保持、推進のための事業を進めています。

部門ごとの事務分掌につきましては、資料の下段に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをご覧願います。

保健センターの施策体系図でありまして、保健センターで実施している事業について掲載しています。上段にあります「健康増進活動の推進」のため、「健康づくり推進事業」として、右側の欄に記載の健康づくり講演会や、健康フェスタの開催などの取組を行っております。

また、「疾病予防・重症化予防の促進」のため、「成人・高齢者検診推進事業」や「がん検診等クーポン事業」などを行っております。

中段にあります「母子保健の充実」のため、「乳幼児健康診査推進事業」や「妊産婦健康診査事業」、「妊娠・出産等包括支援事業」などを行っており、活動内容等につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、3ページをご覧願います。

えべつ市民健康づくりプラン21の体系図についてご説明いたします。

えべつ市民健康づくりプラン21は、国が健康寿命の延伸や生活習慣病の重症化予防などを目的に推進する「21世紀における第3次国民健康づくり運動」、いわゆる健康日本21や、都道府県健康増進計画を勘案して策定するもので、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康で心豊かに生活ができるることを目指すものであります。

当市では平成15年に第1次計画を策定いたしまして、現在は、令和6年3月に策定いたしました健康づくりプラン21（第3次）を推進しているところであります。令和17年度までを計画期間としております。

本プランでは、えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）の基本目標でもある「みんなが支え合う、いつまでも元気に暮らせるまち」を基本理念としております。基本理念実現のため、「望ましい生活習慣の実践」「生活習慣病およびフレイル予防」「健康づくり推進のための環境整備」の3点を基本的な方向とし、3つの基本的な方向ごとに分野と行動目標を定めております。

3ページの図は、それぞれ関連する市や関係機関の主な取組をまとめたものでございます。

4ページをご覧ください。こちらは、健康づくり・成人保健の体系図です。生活習慣病の予防や悪化を防ぎ、健康づくりをしていくための健康教育、健康相談、検診等や各種講座を行っております。

次に5ページをご覧ください。健康づくり推進事業の主要な部分について報告させていただきます。

上から2段目のE-リズムについて、こちらは積極的に運動する方を増やすことを目的に平成27年9月に作成した江別オリジナルのリズムエクササイズです。今年で10年目になりますE-リズムは、「イス編」「簡単バージョン」「基本編」と3パタ

ーンあり、幅広い年齢層に対応した内容になっております。各団体への出前指導を行っておりますので、何かの機会にご活用いただければと思います。

野菜摂取啓発活動は生活習慣病予防のための野菜摂取を啓発するための活動です。今年度は野菜摂取レベル測定器を活用して、自身の野菜摂取量を確認できる環境づくりを進める予定でおり、保健事業の際や公共施設、各種イベントにて測定できるよう計画をすすめております。

健康フェスタは、健康づくりのきっかけとなる啓発を行うことを目的にしたイベントです。市内の大学や健康に関する団体に出展いただき、各種健康チェックコーナーを設けて、体験型イベントとして今年度は9月20日に開催する予定です。

次にこころの健康づくりにつきまして、毎年、講演会とゲートキーパー研修を開催しております、今年度も同じく開催を予定しております。

次に地域健康づくり推進事業ですが、市で委嘱しています地域健康づくり推進員が現在、14名おります。その地域健康づくり推進員が中心となり、保健センターで養成したえべつ健康づくりサポーターや自治会の協力を得て、健康づくり推進事業を開催しております。保健センターは、健康づくり推進員育成事業として、年4回の連絡会、リーダー会議の開催や事業の準備、当日運営等において協力を行い、また、活動に補助金を交付し、健康づくり推進員の活動をサポートしております。

次に6ページをご覧ください。地域高齢者の健康づくりとしましては、高齢者クラブや自治会の愛のふれあい交流事業、通いの場において健康講話を実施しております。また、ふれあいレストランでは食生活改善推進員が食からの健康に関する講話やレクレーション等を通じて、地域での食生活改善推進を図っております。

各種健康教育につきましては、子どもの頃から生活習慣病予防に関する正しい知識を持ち、望ましい生活習慣を身につけることを目的に、小学生に対して喫煙予防教室、中学生に対して生活習慣病予防教室を実施しております。

また、健康に関する相談の依頼があれば、随時対応しております。

市では、平成29年度に健康都市を宣言したことを受け、地域で様々な健康に関する事業を展開するとともに、健康づくり推進員、健康づくりサポーター、食生活改善推進員の活動を支援し、健康づくり活動に参加する方を増やすよう取り組んで参ります。

7ページをご覧ください。

がん検診、特定健診、後期高齢者健診など各検診は受診率向上が課題となっており、検診の重要性についての普及啓発を行うとともに、多くの方に検診を受けていただけるよう実施回数の維持、実施機関の拡大、その他検診を受けやすくするような体制整備を図っております。

集団検診については、北海道対がん協会に委託し、検診予約や受診勧奨を行ってお

り、けんしん受付専用の江別けんしん受付ダイヤルを設け、インターネット予約もできるようにしております。

個別検診は主に市内医療機関での実施となります。乳がん検診や子宮がん検診を実施している市内医療機関はそれぞれ2機関と委託機関が少ないため、保健センターを会場に行う集団検診（レディース検診）で子宮がん検診や乳がん検診も受けられる形をとっており、子育て中の女性の方も受けさせていただけるよう託児付の検診となっております。

その他、電話勧奨や勧奨資材送付などにより受診率向上を図っております。

8ページをご覧ください。

江別市国保加入者の医療費分析結果では、保健事業の取組により予防可能な疾病に着目すると、外来医療費では糖尿病、腎不全、高血圧などの生活習慣病、入院医療費では生活習慣病が重症化したときに起こる心疾患、脳梗塞等で医療費が多くかかっていることから、生活習慣病予防に重点をおき活動しています。江別市国保加入者で特定健診を受けた方や後期高齢者健診を受けた方を対象として、特定保健指導や生活習慣病予防相談、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの基準に該当した方に対し、来所、訪問、電話等で相談を受けるほか、集団検診の当日に高血圧だった方に個別相談を行っております。また、基準に該当しない方にもご希望に合わせて相談を行っています。

後期高齢者等に対する保健指導としては、フレイルチェックと事後支援、低栄養防止・生活習慣病重症化予防等の支援があります。

8ページの下から7段目の健康状態不明者支援ですが、これは令和6年度から新たに取り組んだ事業で、後期高齢者医療制度加入者のうち、抽出年度・抽出前年度の健診受診、医療受診、介護認定のいずれもない方を対象に、健康状態を把握し、適切な医療・介護サービス等や高齢者保健事業へつなぐというものです。令和6年度は147名の方の健康状態を家庭訪問や電話により把握し、支援を行いました。

続きまして、8ページの下段をご覧ください。高齢者予防接種についてご説明いたします。

まず、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種でございますが、対象となる方は、接種日現在で65歳の方と60歳から64歳の一定の障がいをお持ちの方です。令和7年度における接種計画では、対象者全体の3割程度に当たる932人を見込んでおります。

次に、高齢者インフルエンザ予防接種でございますが、対象となる方は、65歳以上の方と60歳から64歳の一定の障がいをお持ちの方です。令和7年度における接種計画では、過去3年の接種実績からの平均値である52.3%を基に試算した21,015人を見込んでおります。

次に、新型コロナワクチン予防接種でございますが、対象となる方は、65歳以上の方と60歳から64歳の一定の障がいをお持ちの方です。令和7年度における接種

計画では、対象者全体の2割に当たる8,036人を見込んでおります。

次に、高齢者帯状疱疹ワクチン予防接種でございますが、令和7年4月1日から予防接種法に基づく、定期の予防接種となりました。対象となる方は、今年度内に65歳になる方、60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方です。また、経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方、令和7年度のみ100歳以上の方は全員対象となります。

帯状疱疹ワクチンは「生ワクチン」と「組換えワクチン」の2種類あり、定期接種として接種する場合の料金は、「生ワクチン」で1回4,400円、「組換えワクチン」で1回11,000円となります。なお、「組換えワクチン」は2回接種する必要があり、2回合計で22,000円かかります。また、自己負担が免除となる方は、生活保護世帯の方のみとなります。

令和7年度の対象者は、約8,600人となっており、その内の2割程度に当たる1,767人を見込んでおります。

次に、風しん（5期）予防接種でございますが、当事業は、令和7年3月31日で終了しましたが、令和6年度に麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）の品不足により十分な接種体制が確保できない状況が起きました。そのため、特例措置として令和7年3月31日までに抗体検査を実施した結果、抗体価が不十分であった人に限り、風しんの予防接種を令和9年3月31日まで無料で実施することとなりました。

令和7年度における接種計画では、令和7年2月時点で100人程度の方が未接種だったため、その半分の50人を見込んでおります。

ここまでが成人保健事業に関するご報告で、ここで一度区切らせていただきます。

(佐藤会長)

一旦ここで区切りまして、ただいま、事務局から保健センターの組織に関することや、成人保健事業などについて説明がありました。ここまででご質問・ご意見がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(佐藤会長)

昨年度の本協議会でも保健センターで実施している事業について説明がありました。今年度も基本的には前年度同様の取組内容で、成人保健業務で新規に実施するのが高齢者帯状疱疹ワクチン予防接種という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

お見込みのとおりです。

(伊藤環委員)

帯状疱疹予防接種は生ワクチンと組替えワクチンの2種類があるとのことですが、

1回よりも2回打った方が効果は高いという話を聞いたことがあります。接種する回数は個人で決めるものなのでしょうか。

(事務局)

帯状疱疹予防のワクチンは、生ワクチンと組替えワクチンの2種類ございます。この2種類のワクチンは接種回数が決まっております。生ワクチンは1回、組みかえワクチンは2回接種です。

効果については生ワクチンよりも組替えワクチンの方が効き目が長持ちするといわれていますが、個人差がございますので、接種する際に医師に相談していただくのがよろしいと思います。

どちらのワクチンを接種するかについては、ご本人様が選択いただくことで可能です。ただし、生ワクチンは、免疫機能が下がっている方の場合、接種できないという可能性もございますので、ご本人様のご意見が一番にはなりますが、接種の際に先生にご相談いただくのが一番よろしいかと思います。

(伊藤環委員)

接種するワクチンは自分で選べるということですね。

(事務局)

そのとおりでございます。

(佐藤会長)

生ワクチンは昔からありましたが、組替えワクチンは数年前から打てるようになりました。効果としては、生ワクチンであれば5年から10年程度、組替えワクチンであれば10年以上続くというデータがありますが、事務局から説明があったとおり、個人の免疫力によって抗体の付き方は変わってきますので一概には言えません。

我々医療機関側としては、例えば80歳の人が20年効果が続くワクチンを高いお金を払って打つか?という考えがベースにあります。

テレビやコマーシャルでは50歳になつたら帯状疱疹ワクチンを打ちましょうと宣伝していますが、結局、国は高齢者を助成対象にしました。

50歳の人には、効果が長いワクチンを打ってほしいから、少し高くなるけど頑張って2回打とうという話をします。

市は接種料金の半額を助成しています。生ワクチンであれば8,800円くらいかかるものを4,400円で打てますし、組替えワクチンは1回当たり22,000円くらいかかるものを11,000円で打てます。どちらを選択しても半額で打てるというメリットがあります。最終的には個人の考えにはなりますが、医師としては比較的若い人は金銭的に余裕があれば2回打ってほしいと思います。

(佐藤会長)

それでは引き続き、母子保健事業について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

母子保健事業についてご説明いたします。

最初に、資料9ページの母子保健体系図をご覧ください。

母子保健事業は、主に母子保健法に基づき、母となる方及び乳幼児の健康の保持、増進を目的として行っております。大きくは「健康づくりを中心とした活動」、「健全発達を促す活動」、「疾病予防に関する活動」に分けられます。

また、えべつ市民健康づくりプラン21の基本方針実現に向けて、事業内容にその要素を盛り込みながら取り組んでいるところです。

「健康づくりを中心とした活動」の中の妊婦等包括相談支援事業は、令和5年3月に国の出産・子育て応援交付金事業の伴走型相談支援として開始されていましたが、今年の4月に法制化され、子ども・子育て支援法に基づく、利用者支援事業の妊婦等包括相談支援事業として位置づけられました。

この事業は、妊娠期及び出産後に経済的支援を行うとともに妊婦及び出産後の養育者と面談を行い、寄り添いつつその後の見通しをたてることで、必要な支援に繋ぎ、誰もが安心して出産・子育てできることを目指しております。なお、この経済的支援についても、令和7年度に交付金事業から、妊婦のための支援給付として法制化されています。

また、令和6年10月からこども家庭センターが江別市に設置されました。子ども家庭センターは、児童福祉法一部改正により設置が市町村の努力義務となりましたが、母子保健法においても、これまで子育て世代包括支援センターとして行ってきた機能や業務を子ども家庭センターとして行っていくことが明記されました。

これは、母子保健と児童福祉の両機能が連携・協働することにより、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対して一体的な支援を行い、特に支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対して切れ目のない支援を行い、児童虐待を予防することを目的としています。その連携のために、右の養育支援・スクリーニングにあるように月1回合同ケース会議を行っています。

また、「健全発達を促す活動」の中で、令和7年4月から、国で閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランに基づき、「1か月児健診」を開始しました。

1か月児健診は元々出産後1か月頃に出産した医療機関で行われ、ほとんど全員のお子さんが受診していましたが、これに対し費用助成を行うものです。また、産後うつが起こりやすい時期であることから、母親の困りに早くに気付き、必要な支援につなげることで、切れ目のない支援を行うことを目的にしています。

次に、資料10ページをご覧ください。

妊娠届出についてですが、母子健康手帳は令和7年度の計画は553人で、ここ数年で見ますと徐々に減少してきており、出生数も同様の傾向です。

その下の訪問指導についてですが、(1)の赤ちゃん訪問に関しまして、従来は第1子の家庭を中心に実施しておりましたが、令和6年度からは全数訪問することにしております。そのため、令和5年度までは370組前後の実施でしたが、令和7年度計画では592組の予定となっています。

その下の欄は、健康教育になります。主にマタニティスクール等プレママ・プレパパ向けの教室と離乳食教室を実施しております。中でも、「プレママ・プレパパ向け育児体験」のニーズが高く、毎月の平日開催の他、年4回は土日にも開催しており、年々参加者が増えてきています。今年度からインターネットでの申し込みを始め、現代の若い夫婦が参加しやすい環境づくりに努めています。

10ページ下段、健康相談の欄をご覧ください。

健康相談につきましては大きな変更はなく、保健センターで行われる健康相談や地域での健康相談が定着しております。特に地域あそびのひろばで健康相談では、子どもを遊ばせながら、計測や育児相談の他、小児科医や栄養士、歯科衛生士などの専門家に相談できる機会もあり、身近で気軽に相談できる場として活用いただいております。

次に、資料11ページをご覧ください。

健康診査についてですが、(1)妊産婦健康診査につきましては、大きな変更はありません。乳幼児健康診査につきましては、出生数が減少傾向にあることから、受診者数としては減ってきています。例年、受診率は平均98%程度で推移しており、ほぼ全てのお子さんの成長を、保護者の方とともに確認させていただいております。

受診率の高い乳幼児健診の機会をとらえて、野菜摂取や減塩、禁煙など保護者を通じて働きかけを行うことで、健康づくりプランを推進していますが、令和7年度は健康づくり事業で説明しておりますとおり、ベジチェックを乳幼児健診にいらした保護者を対象に行い、若いうちからの生活習慣病予防の啓発に努める予定です。

なお、先ほどお伝えしましたが、令和7年度から1か月児健診を開始しています。

下段の養育支援・虐待予防についてですが、(1)妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）は先ほど少し触れましたとおり、令和4年度から開始した伴走型相談支援が、令和7年度から法制化されました。妊娠届出時に妊婦等に対しうえるかむ面談を行い、妊娠8か月頃にアンケートや電話支援を行い、必要時マタニティ面談で、出産に向けた準備ができているか、出産・育児への不安がないかなどを確認し、必要な支援につなぎます。出産後は、赤ちゃん訪問時にはぐくむ面談を行い、子育てガイドや支援プランと一緒に確認しながら、育児の見通しを立てていきます。

次に、資料1 2ページをご覧ください。

(2) 養育支援・スクリーニングにつきましては、各母子保健事業の機会に支援が必要な親子をスクリーニングし、個別支援を行い、育児不安の解消、健全な親子の関係作りを支援しております。(1) の伴走型相談支援の効果により、以前よりも妊娠届出時などの早期に支援の必要性を見極め、支援開始できています。(3) 産後ケア事業についてですが、利用実績は年々増加しており、令和5年度では、市内の産婦さんのうち約23パーセントの方が利用していました。令和7年度からは、ニーズに合った利用方法を選択しやすくし、江別市立病院で日帰り型を開始するなど、少しずつ充実してきています。(5) 低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業、(6) 不妊治療費等助成事業は令和6年度から開始した事業になります。

次に、資料1 3ページをご覧ください。

予防接種についてですが、乳幼児期の予防接種については、母子保健事業の際に接種勧奨しており、例年3歳児健診時点の定期予防接種の接種率は95%以上となっております。

(8) 麻しん風しんの第2期、(11) 日本脳炎、(12) ジフテリア・破傷風、(13) 子宮頸がん予防ワクチン等学齢期を対象とした予防接種については、個別通知を行い接種勧奨しております。

子宮頸がん予防ワクチンについては、令和4年度から積極的勧奨を再開してきましたが、令和6年度は積極的な勧奨差し控えにより接種機会を逃がしたいわゆるキャッチアップ接種の最終年度ということから、未接種者への再通知、広報えべつでプリモウイメンズクリニックの田中院長へのインタビューの特集を組んだり、学校を通じて定期接種対象の女子生徒にリーフレットを配布したりなど、接種についての情報提供を強化し、接種者数は増えました。全国的にも接種が増えたことから、ワクチンの供給量が不足する地域が出てきたため、令和6年度までに1回以上接種した方については、令和7年度末まで接種期間が延長となっています。説明は以上です。

(佐藤会長)

事務局から母子保健事業について説明がありました。委員の皆さまからご質問・ご意見がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(橋本委員)

私は野幌駅近くにあるマンションの自治会で育成部の委員をずっとやっておりまして、子どもを対象に色々な取組をしているのですが、11月から3月くらいまで雪が多く、また、天候が悪くて遊び場がないという声があり、イオンビックの2階にあるぽこあぽこを案内しています。無料ですし、色々充実していますので。もし、ぽこあぽこが開いていなかったら長沼町や新札幌の有料の施設を紹介することもあります

す。江別市内で他に天候の悪い日や冬でも使える子どもの遊び場があれば教えてください。

(事務局)

市の子ども育成課の所管で、子育て支援センターを市内に8箇所運営していますし、毎月、市内10数カ所の会館などであそびのひろばを開いております。

お母さんたちやお子さんたちが無料で利用できる場所は市内にたくさんございまして、妊娠届け出の際や新生児訪問の際、また、各種健診の際には親御さんにご紹介させていただいております。

(橋本委員)

市のホームページに載っているのでしょうか。

(事務局)

子ども育成課が中心になりますが、市のホームページで紹介しております。

必要でしたら子育ての冊子もございますのでお渡しすることができますがいかがでしょうか。

(橋本委員)

ホームページを見るよう案内します。ありがとうございます。

(梅本委員)

資料に「妊娠届出時」と記載がありますが、妊娠届出時とは具体的に何を指しているのでしょうか。母子手帳を交付するときのことでしょうか。

(事務局)

母子手帳を交付する前に、産婦人科で診察を受けて妊娠が確認できましたという書類を受け取って、保健センターに来ていただきます。

(梅本委員)

それは各個人がするものなのでしょうか。

(事務局)

ご本人またはご家族に来ていただきます。

(梅本委員)

妊婦の抗体検査は無料になるのでしょうか。また、配偶者の麻しんや風しんなどの

予防接種は無料になるのでしょうか。

(事務局)

妊婦は、妊婦一般健康診査の受診券を市で交付しており、その中に風疹の抗体検査の項目も入っております。配偶者の方の抗体検査については、先ほど風疹5期の予防接種のご説明を少しさせていただきましたが、一定の年代以上の男性は子どものときに風疹の予防接種を受ける機会がなかったため、まず風疹の抗体検査を受けていただくという取組をこの数年実施してきました。

若い世代の方は子どものときにワクチンを打っていますが、妊娠したときに抗体があるかどうかは、北海道が抗体検査費用を助成していますので、ご案内しております。

(佐藤会長)

委員の皆様から、貴重な意見をいただきましたが、事務局におかれましては十分留意されまして、今後の事業運営の参考にしていただきたいと思います。

(佐藤会長)

それでは、次第の4 報告事項（2）「第2次江別市自殺対策計画に基づく取組内容について」を、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第2次江別市自殺対策計画に基づく取組内容について説明させていただきます。

資料1 4ページをお開き願います。

第2次江別市自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱及び北海道自殺対策行動計画並びに地域の実情を勘案して策定する市町村自殺対策計画です。令和5年度の本協議会でご協議いただき、令和6年3月に策定いたしました。

1 江別市における自殺対策の課題についてですが、国が公表する江別市における自殺者等の推移や自殺の特徴から、記載の3点を江別市における自殺対策の課題としています。

2 第2次計画における基本施策と重点施策についてですが、自殺は、将来の夢や、やりがいのある仕事や趣味、経済的安定といった「生きることの促進要因」より、将来への不安や絶望、経済苦、病気や介護疲れ、孤独などの「生きることの阻害要因」が上回ったときや、いくつかの問題が重なり深刻化したときに起こりやすいと言われていることから、生きることの促進要因を増やし、阻害要因を減らすといった「生きることの包括的な支援」を土台として行っています。基本施策は、「地域におけるネットワークの強化」などの5点とし、重点施策は、江別市の自殺対策課題に合わせた3点としています。以上をふまえ、令和6年度の実施状況と令和7年度の実施計画について、説明いたします。

資料1 5ページ、上から1つめの「ゲートキーパー養成研修会」についてですが、地域の自殺対策を支える人材を増やすため、実施しております。令和6年度は、9月4日に民生委員・児童委員、11月14日に高齢者クラブと市民を対象に実施しました。市の職員向けには、令和6年度からは、階層別に研修を受講できるように体系を整理しました。一定の勤続年数に達した職員を対象に段階的に研修会を実施することで、将来的に業務内容に関わらず全ての職員がゲートキーパーとして活躍できるようになんて養成し、庁内の自殺対策に関する機運醸成を図ることを目的としています。10月4日に中級編、2月20日に初級編を実施しました。令和7年度も引き続き、市民または関係団体向けと職員向けに実施いたします。また、令和7年度は若年層の自殺対策として、日頃学生に関わっている情報大学の職員を対象とした研修会を予定しております。

表の上から3行目の出前健康教育(メンタルヘルス・ゲートキーパー)については、地域の企業や団体からの依頼に応じて実施しており、令和6年度は3団体に実施しました。令和7年度も同様に依頼に応じて実施していきたいと考えております。

その下の「相談先窓口一覧カードの配布・周知」についてですが、これは様々な悩みや対象に合わせた相談先をまとめた相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」を配布しているものです。令和6年度は、公共施設への配布を継続するとともに、庁内各課が行うイベント等での配布を開始しました。また、令和7年度は、主に若年層をターゲットとして、二次元コードで相談先一覧カードを読み取れるラミネートカードを公共施設等に掲示することを予定しています。

その下の「SNS等による啓発活動」についてですが、若年層を主なターゲットとして、特に自殺者が増えると言われている夏休みや冬休み等の長期休暇明けや、自殺予防週間がある9月、自殺対策強化月間である3月に、自殺予防や悩みを抱えた人が相談できる場の情報提供をデジタル媒体で行っております。

表の一番下の「生きることの包括的な支援の実施状況調査(庁内)」については、市の全庁横断的な取組の進捗状況の共有等を目的として行っております。各部署の生きることの支援に関する取り組み内容を調査し、整理して共有しており、令和7年度以降も、年1回の実施を予定しております。説明は以上です。

(佐藤会長)

今年度の自殺予防の取組について説明がありましたが、委員のみなさまからご意見や確認事項はございませんか。

(小田島委員)

新聞のおくやみ欄では誰が自殺で亡くなったのか、誰が自殺ではないのかということはわかりません。江別市では1年間で何人くらいの自殺者がいるのでしょうか。年代別だと、学生、働き盛りの世代、高齢者などの内訳は把握されているのでしょうか。

(事務局)

令和6年と令和5年の自殺者数は手元の資料では持ち合わせておりませんが、江別市自殺対策計画に載せている直近の人数は、令和4年が18人であり、江別市では毎年10人台から20人程度で推移しています。

自殺者の人数は、遺書があった場合など自殺と判断できた人数を国が統計処理しており、自殺者の年代の傾向などと併せて毎年市町村に情報提供されます。

先ほど江別市の自殺対策の課題を3点挙げましたが、国から提供された情報を分析して傾向を見て、計画に反映しております。

年代別の人数は1年毎に見ると0人、1人など人数が少なく傾向を掴みにくいことがあるので、計画では5年平均の人数を掲載しております。

(小田島委員)

令和4年は18名ということで、思っていたよりも少なく感じました。大切な命を救おうとする市の取組は素晴らしいと思います。

(貝森委員)

最近、全国的にいじめによる自殺が問題になっています。市内の小中学校で先生や生徒がいじめを見てもかばうということはなかなかないと思います。学校ではどのような取組をしているのでしょうか。

(事務局)

教育委員会で実施している取組を把握している範囲でお答えします。

いじめを受けているですか、子どもの様子がおかしいなどは、教育委員会がタブレット等を使用してアンケートを取るなどして把握に努めていると承知しています。

また、直接的でわかりやすい状況ばかりではないと思いますので、自殺対策計画の取組みの中でも紹介した、相談先一覧カード「ひとりじゃないよ」やSNSなどを活用して、多くの人の目に触れていただけるよう心がけています。

全国的に若い世代の自殺が最近増えていると報道されています。当市でもそのようなことが起こらないように、効果的な対策について検討を続けたいと考えています。

【協議事項】

(佐藤会長)

次に、次第の5 協議事項の（1）江別市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定方針について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

別冊の協議事項（1）をご覧ください。協議事項（1）江別市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定方針について御説明いたします。

1 の新型インフルエンザ等対策行動計画の概要です。初めに行動計画についてですが、行動計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフル等に代表されるような感染症危機に備え、国、都道府県、市町村が、それぞれにおいて平時の準備や感染症発生時の対策の選択肢を示すものとなります。市町村の行動計画については、特措法第8条第1項に、都道府県行動計画を踏まえた行動計画を策定するということが示されております。

経過としましては、平成15年にH5N1型の新型インフルエンザが流行したことを見まえ、平成17年に政府と道が行動計画を策定しております。その後、平成24年には特措法が制定され、翌年には政府や都道府県の行動計画も改定されております。江別市においては、改定された北海道の行動計画を踏まえ、平成26年10月に江別市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。そして今回、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、令和6年に政府が行動計画を改定し、道も令和7年3月に行動計画を改定したところであり、令和7年4月以降、市町村に道行動計画を踏まえた市町村行動計画の改定を求めているところです。

次に、2 市行動計画に記載すべき事項ですが、特措法第8条第2項に規定されているもので、市町村行動計画においては、資料記載の1から5の事項をおおむね定めるものとするとされており、その主なものとしては、新型インフルエンザ等対策として総合的な推進に係る事項や市町村が実施する情報提供や予防接種、住民生活の安定に関する措置、新型インフルエンザ等の対策を実施するための体制づくりなどが示されています。

次に、3 現行の江別市新型インフルエンザ等対策行動計画についてですが、先ほど1の新型インフルエンザ等対策行動計画の概要のところで、経過について触れましたが、平成24年に特措法が制定されたことで、市町村の行動計画の策定が義務付けとなりましたことから、平成25年に改定された北海道の行動計画を踏まえ、平成26年10月に江別市の行動計画を策定しているところです。

次に、4 北海道行動計画の改定についてですが、北海道は、本年3月に行動計画の改定を完了しております。改定した行動計画の全文につきましては、米印記載のアドレスもしくはQRコードからご参照ください。ここでは、北海道行動計画のポイントについて概要をご説明いたします。別紙1をご覧ください。

道行動計画の構成につきましては、政府行動計画の構成を基本としており、3部構成となっております。第一部では、特措法の意義や計画改定の目的など、第二部では対策の目的と基本的な考え方など、第三部では各対策項目の考え方及び取組を、準備期、初動期、対応期の3つに分けて記載しており、対策項目としては全13項目となっております。太字の7項目が今回新たに拡充された項目となります。

表の下半分には、政府行動計画と道行動計画について、政府行動計画において拡充等されたポイントと、それを踏まえた道行動計画の記載内容を示しております。また、4、道の地域実情などを踏まえた対応としては、国が講じる支援策等について、北海道の広域性や地域の実情を踏まえた支援を行うとしております。

次に、5 次期市行動計画の骨子（案）についてですが、別紙2をご覧ください。

こちらの表は市の行動計画の骨子のたたき台と、踏まえるべき改定された道行動計画の骨子を記載しております。左側が道行動計画となり、右側が江別市の行動計画の骨子の案を記してあります。市の行動計画案としましては、基本的に道行動計画を踏まえた形となっております。道の行動計画において市町村行動計画にも記載が必要な内容を含めており、政府行動計画ガイドラインに示された内容については必要に応じて記載しております。3の新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等につきましては、項目の中には国や道が主体で行うべき取組や国や道で完結する項目、市が独自で行うには対応が難しい取組などもございますことから、それらにつきましては、特に項目を立ててはおらず、市として、国や道の取組と連動・協力して取組む項目を示しているところです。

次に、6 市行動計画改定のスケジュール、検討体制についてですが、（1）の改定スケジュール（案）は、別紙3をご覧ください。上から順番に国の動き、道の動き、市の動きとなっておりまして、市の動きにつきましては、上が府内体制の調整を行う総務部、下が素案の作成などを担うわれわれ健康福祉部となっております。健康福祉部の欄の令和7年5月には、本日の健康づくり推進協議会が記載されております。この後、市議会の生活福祉常任委員会にて改定方針について報告し、素案のたたき台を作成いたします。府内の調整と並行して、江別医師会への意見聴取を行い、パブコメ案を作成してまいります。10月に入りましたら、当会にてパブコメ案について協議いただき、それに基づき市議会の生活福祉常任委員会で報告、パブコメを実施いたします。その後、パブコメでの意見等を反映し、行動計画を決定いたします。最後に市議会へ報告ののち、道へ報告いたします。（2）の市の検討体制につきましては、先ほどもご説明した通り、事務局は総務部と健康福祉部とし、関係次長、課長職の新型インフルエンザ等府内連絡会議や部長職以上が参加する新型インフルエンザ等対策本部設置時の本部員会議において、検討することとしております。（3）の学識経験者の意見聴取につきましては、記載の通り特措法第7条第3項に感染症に関する専門的な知識を有するものその他の学識経験者の意見を聞かなければならないとあることから、江別市では当協議会及び江別医師会に意見を求めることしたいと考えております。

説明は以上となります。

(佐藤会長)

ありがとうございました。今年度中に、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定

するということで、策定方針やスケジュールの説明がありました。委員の皆さんからご意見や確認事項はございませんか。

(佐藤会長)

新型コロナウイルスがまん延した当初はどう対応していいのかわからなかつたので、関係機関が探し探し対処してきました。

その反省を踏まえて対応をマニュアル化して、平時からできる準備をして、今後、新しい感染症が発生したときに備えるための計画という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

【その他】

(佐藤会長)

他にないようなので、最後に、事務局から何か補足などありますか。

(事務局)

特にありません。

(佐藤会長)

委員のみなさんから何かありませんか。

(伊藤環委員)

不妊治療の助成とはどのような内容なのでしょうか。

(事務局)

不妊治療に対する助成については、江別市では令和6年度から始めました。通常の不妊治療は令和4年度から保険適用になっておりまして、市は、保険適用になっていない先進不妊治療の費用を助成しております。保険が適用されない10割負担のものに対して、1件当たり35,000円を上限に助成しています。

(伊藤環委員)

助成を受けられる金額は人によって違うのでしょうか。

(事務局)

助成額は治療費の7割で、35,000円が上限です。例えば先進不妊治療の治療費が10万円かった場合は、助成額は上限の35,000円になりますし、例えば

20,000円かかった場合は、7割の14,000円を助成しております。

(伊藤環委員)

助成を受けられる回数も決まっているのでしょうか。

(事務局)

不妊治療の結果、残念ながら妊娠に至らなかつた場合、もう一度治療することがあると思います。年齢によって助成を受かられる回数が決まっており、40歳未満の方は6回まで、43歳未満の方は3回まで助成を受けることができます。

(大野委員)

資料の文字が小さくて読みにくいので、対応していただけないでしょうか。

(事務局)

次回以降、文字や表などを大きくするなど読みやすいよう工夫したいと思います。

(佐藤会長)

他に無いようですので、以上で本日の案件は全て終了いたしました。

熱心な議論をいただき、ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

【閉会】

(事務局)

本日はご多用の中ご出席いただきましてありがとうございました。

今後は、本日の協議内容を踏まえて行動計画の作成作業を進め、次回の当協議会で素案をお示ししたいと思います。

次回の協議会は10月頃に開催する予定ですが、詳細が決まり次第ご案内させていただきます。

以上です。本日はありがとうございました。